

都道府県・ 政令指定都市名	01 北海道
------------------	--------

時点:平成30年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室
担 当 職 員 数	8 人 (専任 8 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	
設 置 年 月 日・根 拠	根拠:
長 の 役 職	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	北海道男女平等参画審議会
設 置 年 月 日	平成13年7月1日
構 成 員 員	15 人 (女性 9 人、男性 6 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 30 年 4 ~ 40 年 3 月		
名 称	第3次北海道男女平等参画基本計画		
改定・見直しの予定時期	平成40年4月1日		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	北海道男女平等参画推進条例
	公 布 日	平成13年3月30日
	施 行 日	平成13年4月1日
	最 終 改 正 日	平成21年3月31日
	改 正 内 容	附則において、5年ごとに社会経済状況の変化等を勘案し、必要な措置等を講ずる旨を追加
	改定が予定されている場合、改定予定時期:	平成 年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	2:平成30年5月1日	3:その他:			
目 標 値	平成	34	年度まで	40	%	平成	年度まで	%	
根 拠	第2次男女平等参画基本計画、女性の活躍・方針決定参画促進要綱(平成10年3月17日)								
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律又は条例により設置されている審議会等の附属期間								
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(235)うち女性委員を含む審議会等数(190			
			延総委員等数(1,900)延女性委員等数(719) 女性比率(37.8	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(241)うち女性委員を含む審議会等数(195			
			延総委員等数(2,111)延女性委員等数(731) 女性比率(34.6	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(34)うち女性委員を含む審議会等数(31			
			延総委員等数(1,221)延女性委員等数(414) 女性比率(33.9	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(8			
			延総委員等数(234)延女性委員等数(14) 女性比率(6.0	
目標値以外の目標設定									
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有	2. 無	3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表	2. 非公表	2	
	人材名簿がある場合	掲載人数	383	人	(平成	30	年	8	月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有	2. 無)	2	委員の公募(1. 有	2. 無)	1	「女性の施策・方針決定参画促進要綱」に基づく事前協議の実施	そ の 他 ()

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他:								
	管理職総数	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	女性管理職の内訳								
					部長相当職	次長相当職			課長相当職				
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(人)	(%)	(人)	うち女性数(D)	女性比率	(人)	うち女性数(F)	女性比率	(人)	うち女性数(H)	女性比率
本庁	計	630	37	5.9	32	1	3.1	144	8	5.6	454	28	6.2
	うち一般行政職	499	29	5.8	30	1	3.3	122	7	5.7	347	21	6.1
支庁・地方事務所等	計	541	34	6.3	19	0	0.0	98	3	3.1	424	31	7.3
	うち一般行政職	325	26	8.0	17	0	0.0	57	3	5.3	251	23	9.2
全体	計	1,171	71	6.1	51	1	2.0	242	11	4.5	878	59	6.7
	うち一般行政職	824	55	6.7	47	1	2.1	179	10	5.6	598	44	7.4
再掲	警察関係	248	1	0.4	0	0	0.0	51	0	0.0	197	1	0.5
	教育委員会	122	10	8.2	4	0	0.0	26	1	3.8	92	9	9.8

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns for investigation code, position (課長補佐相当職, 係長相当職), gender (うち女性数), and ratio (女性比率). Rows include Main Office, Branches, and Total.

問7-3 新規昇任者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing new promotion counts for various positions (課長補佐, 係長相当職) across different offices, including gender breakdown and ratios.

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table listing selection criteria for promotion and advancement, such as performance, experience, and distance, with checkboxes for each criterion.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing the number of applicants for promotion and advancement exams, including total and female counts.

問7-6 女性公務員の採用状況(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing the hiring status of female public employees, broken down by total number, gender, and ratio across different levels.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table providing details for the establishment of a comprehensive facility for gender equality, including name, location, management, and main activities.

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

項目の設定

Table with 2 columns: Question items (1-5) and Response (○/○). Items include public works bidding, procurement bidding, and general bidding methods.

↓ (具体的に実施している内容:○)

Table with 5 columns: Question items (1-13), 問14-1, 問14-2, 問14-3, 問14-4. Items include gender equality laws, childcare support, and work-life balance measures.

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

Table with 3 columns: Enterprise registration/certification/award system implementation status, Enterprise registration/certification/award system, and Enterprise award system. Includes a list of 12 items for evaluation.

Table with 2 columns: Name of the system and its details. Lists 'Enterprise registration/certification/award system' and 'Enterprise award system' with their respective details in Hokkaido.

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

Table with 3 columns: Existence of system (1/2), Number of systems (1), and Specific names of organizations (e.g., Hokkaido Women's Career Advancement Association).

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

Table with 3 columns: Data collection status (1/2), Name of collection (Hokkaido Gender Equality Basic Plan Progress Status), and Publication cycle (1/2, 1 year).

問18-1 平成30年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 広報誌の作成 ・ 啓発カード、パンフレットの配布 ・ 男女平等参画パネル展 ・ ストップDVパネル展	情報誌「イコール・パートナー」作成・配布 DV・デートDV啓発資料の配布 男女共同参画週間にあわせて啓発パネル展を実施 女性に対する暴力をなくす運動に連動したパネル展を実施		年3回 随時 6月 11月
2. 表彰 ・ 男女平等参画チャレンジ賞 ・ 北海道社会貢献賞(男女平等参画社会づくり功労者)	男女平等参画社会の実施に向け、あらゆる分野で男女とも個性と能力を活かして活躍している個人・団体を表彰する。 男女平等参画社会づくりに向けた気運の醸成に功績のあったものや、女性の社会参画の促進に貢献したものを表彰する。		12月 11月
3. 講座 ・ 配偶者暴力被害者支援職務関係者研修 ・ 教養講座「えるのす女性大学」 ・ 起業講座 ・ 男性参画講座 ・ 教養講演会	婦人相談所、DV相談支援センター職員等を対象とした専門研修 (公財)北海道女性協会における男女平等参画に関する講座 道立女性プラザにおける女性の起業に関する講座 道立女性プラザにおける介護などに関する講座 (公財)北海道女性協会による地域の活動団体等との協力による講演会の開催	各200人 各200人 約30人 約20人 未定	年2回 前後期各 10講座 未定 3月 6地域
4. 相談事業 ・ DV相談 ・ 法律相談 ・ 総合相談	道内16ヶ所に設置する配偶者暴力相談支援センターでの相談 道立女性プラザにおける法律相談(公財)北海道女性協会による道内6カ所における法律相談 女性活躍支援センターにおける総合相談		
5. 情報収集・提供 ・ ホームページでの情報提供 ・ 道立女性プラザでの情報提供	道ホームページでの情報提供(ポータルサイト) 道立女性プラザでの図書、ビデオの閲覧		
6. 苦情処理 ・ 苦情処理委員の設置	男女平等参画苦情処理委員の設置	委員2名	
7. 交流促進 ・ 女性プラザ祭 ・ 女性プラザサポーター制度	ネットワーク形成を目的とした「女性プラザ祭」の開催 全道の男女平等参画推進活動団体を登録・情報交換		11月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ DV相談防止啓発の連携実施	道内コンビニエンスストア等においてDV防止啓発カードの設置		11月
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ 市町村男女平等参画社会に関する施策の推進状況調査	道内市町村の男女平等参画施策の推進状況調査の実施・公表		2月
11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他
議 会 名	北海道議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産		3	
育児		3	
家族の看護		3	
家族の介護		3	
疾病		3	
その他		3	
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条本文文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。	4	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	3	

調査時点コード: 1

1. 平成30年4月1日現在 2. 平成30年5月1日現在 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	1	1. 女性 2. 男性	任期:	平成27年4月23日	~	平成31年4月22日
副知事				3 人	(女性 0 人、男性 3 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	68	6	8.8	
	都道府県防災会議(委員のみ)	67	5	7.5	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	1	6.3	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	2	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	6	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	37	2	5.4	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	3	2	66.7	
	2 国土利用計画地方審議会	15	4	26.7	
	3 土地利用審査会	7	4	57.1	
	4 都道府県交通安全対策会議	18	1	5.6	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	18	8	44.4	
	7 精神医療審査会	24	7	29.2	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審査会	28	4	14.3	
	10 准看護師試験委員会	12	8	66.7	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	34	15	44.1	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	4	26.7	
	14 国民健康保険審査会	9	5	55.6	
×	15 都道府県農業共済保険審査会				
	16 都道府県森林審議会	15	5	33.3	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	15	6	40.0	
	18 建築審査会	7	3	42.9	
	19 都道府県建築士審査会	6	2	33.3	
	20 都道府県都市計画審議会	23	0	0.0	
	21 開発審査会	7	2	28.6	
	22 私立学校審議会	15	6	40.0	
	23 石油コンビナート等防災本部	46	2	4.3	
×	24 公害健康被害認定審査会				
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				
×	27 地方港湾審議会				
×	28 土地区画整理審議会				
×	29 教科用図書選定審議会				
	30 介護保険審査会	15	7	46.7	
	31 都道府県固定資産評価審議会	12	5	41.7	
	32 感染症の診査に関する協議会	146	57	39.0	
	33 警察署協議会	494	226	45.7	
	34 土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	7	3	42.9	
	36 国民保護協議会	54	3	5.6	
	37 地方独立行政法人評価委員会	10	4	40.0	
×	38 市街地再開発審査会				
×	39 都道府県職員委員会				
×	40 自然再生協議会				
	41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	6	3	50.0	
	42 後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
	43 留置施設視察委員会	16	3	18.8	
	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	25	0	0.0	
	45 指定難病審査会	14	1	7.1	
	46 小児慢性特定疾病審査会	6	0	0.0	
	47 行政不服審査会	3	1	33.3	
	48 国民健康保険運営協議会	15	3	20.0	
	49				
	50				
	51				
	52				
	53				
	合 計	1,221	414	33.9	
	女性委員0の審議会数	3			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	17	3	17.6	
6	都道府県労働委員会	21	3	14.3	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	155	1	0.6	
9	内水面漁場管理委員会	18	2	11.1	
	合 計	234	14	6.0	
	女性委員0の委員会数	1			